

## 公立大学法人和歌山県立医科大学次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間

### 2 内 容

目標1 計画期間中に育児休業の取得状況について、次の水準以上にする。

男性職員……2人以上取得すること

女性職員……100%にすること

#### 〈対策〉

平成21年4月以降 ①育児休業に関する規程について定期的な周知を図る。

目標2 年次有給休暇の取得促進策を実施する。

年次有給休暇の取得日数を10日以上とし、夏季休暇（5日）については連続した期間の取得に努める。

#### 〈対策〉

平成21年4月以降 ①年次有給休暇、特別休暇等諸制度について周知を図る。

②職場における夏季休暇の取得計画の作成を行う。